

第6章 課外活動編

課外活動

課外活動は、正課授業以外において自己の可能性を追究する場であるとともに、先輩・後輩・同期生等とのコミュニケーションを通じて、社会性・人間性を磨く場でもあり、皆さんの学生生活に大きなプラスとなるものです。



学生の自主的団体活動であるクラブやサークルに積極的に参加することにより、より充実した学生生活を送るようしてください。

1 課外活動団体（2020年2月現在）

体育系

① クラブ

サッカー部、ラグビー部、硬式テニス部、軟式野球部、トライアスロン部、剣道部、男子バスケットボール部、弓道部、アーチェリー部、バドミントン部、バレーボール部、陸上競技部、ワンダーフォーゲル部、水泳部、合気道部、ダンス部、女子バスケットボール部、卓球部、T. A. S (ソフトテニス)、Olive (フットサル)、空手道部

② サークル

FC 海人

③ 愛好会

fit (トレーニング)、レジャーサークル Camper

文化系

① クラブ

茶道部表千家、裏千家茶道部、自主制作映画研究会、Music Art Club (軽音楽、電子音楽部)、マンドリン・ギター部、吹奏楽部、演劇部、Table Game 研究会、上田宗箇流茶道部、CREATIVE (創作活動)、マスコミ研究会、ねっこ広島 (環境ボランティア)、S2 (平和活動)、アカベラ部 regala、HIF (国際交流)、天文研究会、落語研究会 落花生、レゴマス部、Bird's eye view (鳥瞰図)、いちだい猫の会、版画部、市大書道部

② サークル

Sign (手話)、8bit (電子ゲーム)、Relic (ボランティア)

③ 愛好会

ポケモン GO 同好会、天地創造部、アイセック広島委員会 (海外インターンシップ)、聖書研究会

大学祭実行委員会

秋に開催する大学祭の企画・運営をする組織です。

2 課外活動団体に関する諸手続き

(1) 団体結成・継続・解散届

- 新たに課外活動団体を結成しようとする場合
⇒ 学生課外活動団体結成届 (毎年度指定する日まで)
- 解散しようとする場合
⇒ 学生課外活動団体解散届 (随時)
- すでに結成届を提出している団体
⇒ 学生課外活動団体継続届 (毎年度指定する日まで) を、学生支援室学生支援グループに提出

【提出書類】

クラブ認定を受けようとする団体は、学生課外活動団体結成 (継続) 届を提出する際に、規約・年間活動計画・会員名簿・役員名簿・収入支出予算書等を添付する必要があります。(認定は6月に行います。)

(2) 学外団体への加入・脱退

- 学内団体が学外団体へ加入しようとする場合
⇒ 学外団体加入届
- 学外団体から脱退する場合
⇒ 学外団体脱退届
学生支援室学生支援グループに提出

(3) 遠征届

- 合宿のため団体で旅行する場合
⇒ 遠征届 (遠征開始前まで)
学生支援室学生支援グループに提出

○ 集会、掲示、印刷物の配布

- (1) 学内外において、集会・行事を開催し、又はこれに参加しようとする場合は、その3日前までに、行事届又は遠征届を学生支援グループへ提出して、許可を受けなければなりません。
- (2) 学内においてポスター等の掲示物を掲示しようとする場合は、その前日までに、掲示板使用許可申請書を学生支援グループへ提出して、許可を受けなければなりません。
- (3) 学内外において、新聞、ピラ等を発行し、配布しようとする場合は、その3日前までに学生支援グループに届けて、許可を受けなければなりません。



学生支援室
学生支援グループ

3 部 室

学生の課外活動の活性化を支援するために、クラブに対して部室を設けています。

- ・部室の貸与を受けようとするクラブ

⇒ 部室貸与願（毎年度指定する日まで）

学生支援室学生支援グループに提出

貸与期間：貸与の承認日から翌年度の6月末日まで

○ 学内における火気の使用

学内において火気を使用する場合（部室での電気ストーブの使用等）は、事前に届け出て、許可を受ける必要があります。なお、火気使用の許可を受けた場合でも、火の取扱いには十分注意をしてください。



（学生会館）



（クラブハウス）

4 課外活動用施設

施設	設	主な使用目的
学生会館	和 室	茶道、華道等
	集会室1・2	ミーティング等
体育館	アリーナ	各種球技等
	トレーニングルーム	筋力トレーニング等
運 動 場		軟式野球等
テニスコート		テニス
アーチェリー場		アーチェリー
トラック&フィールド		陸上競技、サッカー等
弓道場		弓道



（和室）



（体育館）



（トレーニングルーム）



（テニスコート）

自治会・町内会及び消防団への加入

町内会・自治会及び消防団は、地域社会を支える重要な団体です。

広島市が設立した大学として、建学の基本理念に地域への貢献を掲げる本学では、これらの団体での活動を通じ、地域社会とのつながりの中で学生が社会性を養う機会となることから、学生の町内会・自治会及び消防団への加入を強く推奨しています。

学生であっても、地域社会を構成する一人の「広島市民」であることに自覚を持ち、地域社会の若い担い手として、これらの団体に積極的に加入してください。

町内会・自治会及び消防団についての詳細や加入方法などは、広島市のウェブサイトを確認してください。

ボランティア活動

本学では、学生のボランティア活動を推奨しています。

学生会館1階食堂入口（向かって左側の壁）に設置した掲示板に、各種ボランティア活動の情報を掲示しています。学生支援グループの窓口では、ボランティア活動についての質問や相談をすることができます。

また、ボランティア活動に関心のある学生を対象とした説明会、ボランティア活動を行っている学生同士の情報交換会、ボランティア活動の報告会などを不定期に開催します。開催案内は、掲示板や「いちぼる」で広報します。

(1) ボランティア活動届・活動報告書

本学において、学生のボランティア参加状況、ニーズや課題の把握及び学生教育研究傷害保険等の対象とすることができることから、参加する前に活動届、参加後に活動報告書を提出してください。

(2) 社会貢献活動証明書

学生の地域活動や社会参加を促進することを目的として、社会貢献活動に従事した学生からの申請に応じて社会貢献活動証明書を交付します。



学生支援室
学生支援グループ